

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1019 号（諮問第 1686 号）

件名：年次休暇の計画的使用の促進についての開示決定等に関する件

1 開示請求

平成 29 年 4 月 26 日、同年 6 月 9 日、同月 13 日及び同年 7 月 19 日

2 原処分

平成 29 年 5 月 8 日、同年 6 月 22 日、同月 27 日及び同年 8 月 29 日（開示決定及び一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示等した。

3 審査請求

平成 29 年 5 月 9 日、同年 6 月 29 日及び同年 9 月 1 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 2 日

5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を特定して開示等したことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書の特定に誤りがある。」、「開示決定した文書の他にも開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」等と主張していることから、別表の 1 欄に掲げる各請求に対して同表の 2 欄に掲げる各文書を特定した実施機関の文書特

定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 請求 1 について

当審査会において文書 1 の内容を確認したところ、文書 1 は、平成 28 年 4 月 1 日付けで愛知県総務部長から各部局長宛てに発信された、年次休暇の計画的使用を促す内容の通知であり、年次休暇の取得目標が記載されていることが認められた。

実施機関によれば、広報広聴課においては、当該通知に基づき、各職員が年次休暇取得の目標を立てたとのことであり、文書 1 は、直近年度の広報広聴課職員の年次休暇の取得目標が記載されている文書でもあることから、請求 1 の内容に合致する文書である。

当審査会において文書 2 の内容を確認したところ、平成 28 年度の広報広聴課職員の年次休暇の取得実績が記載されていることが認められたことから、文書 2 は、請求 1 の内容に合致する文書である。

実施機関によれば、年次休暇の計画的利用を促進するために作成する個人別年次休暇使用計画表の保存期間は、愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号）第 60 条第 2 項の規定に基づき、広報広聴課長が 1 年未満と定めていることから、平成 28 年度の当該文書は開示請求日時点において廃棄済みであり、念のため課内を探索したが、文書 1 及び文書 2 の他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、文書 1 及び文書 2 の他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 請求 2 について

当審査会において文書 3 から文書 5 までの内容を確認したところ、文書 3 及び文書 4 は、広報広聴課に対する不服申立書であり、文書 5 は広報広聴課が愛知県情報公開審査会に対する諮問を行った際の決裁文書であり、これらの文書により広報広聴課に対する不服申立ての件数や諮問の有無などの不服申立ての処理状況が把握できると認められたことから、文書 3 から文書 5 までは、請求 2 の内容に合致する文書である。

また、実施機関によれば、念のため課内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、文書 3 から文書 5 までの他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 請求 3 について

実施機関によれば、平成 28 年度及び平成 29 年度に広報広聴課長がな

した公権力の行使に相当するものは、行政文書開示請求に対する決定処分のみであるとのことであり、平成 28 年度及び平成 29 年度に広報広聴課長が専決権者として行政文書開示請求に対する決定処分を行う根拠が記載されている文書及び決定処分を行うにあたり提出された開示請求書を請求されているものと解したとのことであり、請求 3 に係る開示請求書及び弁明書の内容を踏まえると、前述の実施機関の主張が不合理であるとまでは認められない。

当審査会において文書 6 の内容を確認したところ、行政文書開示請求に対する開示決定等の事務について、広報広聴課長が専決権者となる根拠が記載されていることが認められたことから、文書 6 は、請求 3 の内容に合致する文書である。

また、当審査会において文書 7 の内容を確認したところ、平成 28 年度及び平成 29 年度に提出された開示請求書であり、広報広聴課長が決定処分を行う対象となった請求書であることから、文書 7 は、請求 3 の内容に合致する文書である。

実施機関によれば、広報広聴課の所掌業務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）（当時。以下「組織規則」という。）第 3 条の 2 第 5 項に記載のとおりであり、広報広聴課において他に課長が公権力を行使する根拠やその対象となる文書を作成又は取得する必要はなく、念のため課内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、文書 6 及び文書 7 の他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 請求 4 について

当審査会において文書 8 及び文書 9 の内容を確認したところ、広報広聴課が平成 28 年度及び平成 29 年度に人事課から入手した県政記録写真を掲示する際に添えられる短い説明文（キャプション）であると認められたことから、文書 8 及び文書 9 は、請求 4 の内容に合致する文書である。

実施機関によれば、組織規則第 3 条の 2 第 2 項に規定されているとおり、政策企画局内の人事は愛知県政策企画局秘書課が所管していることから、広報広聴課職員の人事に関する書類が広報広聴課から人事課へ提出されることはなく、請求 4 の内容に合致する文書は、広報広聴課の所掌事務に関連してやり取りされる文書に限られるとのことであり、文書 8 及び文書 9 の他に、平成 28 年度及び平成 29 年度に広報広聴課が人事課から入手した文書、広報広聴課から人事課へ発出した文書は存在せず、念のため課内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しな

ったとのことである。

これらのことからすれば、文書 8 及び文書 9 の他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ 請求 5 について

当審査会において文書 10 から文書 12 までの内容を確認したところ、行政文書の開示請求に対する行政処分に係る審査請求についての規定のある愛知県情報公開条例、愛知県情報公開条例の解釈運用基準及び愛知県情報公開条例に関する事務の取扱いについて定めた要領であり、文書 10 から文書 12 までは、いずれも行政不服審査法に関連する事務に係るものであることから、請求 5 の内容に合致する文書である。

実施機関によれば、平成 27 年度から平成 29 年度までにおいて、広報広聴課が行った行政不服審査法に関連する事務は、いずれも愛知県情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に対する行政処分に係るものであり、文書 10 から文書 12 までの他に行政不服審査法に関連する法文・運用・解釈が記載されている文書を広報広聴課が作成又は取得する必要はなく、念のため課内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

これらのことからすれば、文書 10 から文書 12 までの他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

カ したがって、本件開示請求について本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査請求年月日
請求 1 広報広聴課に対する開示請求 直近年度 職員の有休取得の目標と実績が記載されている文書	文書 1 ・年次休暇の計画的使用の促進及び時間外勤務の縮減について（通知） 文書 2 ・平成 28 年度年次休暇取得実績	平成 29 年 5 月 8 日付け 29 広報第 43 号開示決定	平成 29 年 5 月 9 日
請求 2 広報広聴課に対する開示請求 広報広聴課がなした処分に対する不服申立の処理状況がわかる文書	文書 3 ・審査請求書（平成 28 年 8 月 25 日付け、同年 9 月 20 日付け、同日付け、平成 29 年 2 月 13 日付け、同年 3 月 24 日付け、同年 4 月 3 日付け、同年 5 月 9 日付け、同日付け） 文書 4 ・異議申立書（平成 27 年 11 月 23 日付け、同年 12 月 28 日付け） 文書 5 ・審査請求に対する通知及び諮問について（伺い）（平成 28 年 11 月 22 日起案）	平成 29 年 6 月 22 日付け 29 広報第 82-2 号一部開示決定	平成 29 年 6 月 29 日
請求 3 広報広聴課に対する開示請求 H28 年度 H29 年度 課長が公権力を行使した申請書	文書 6 ・愛知県事務決裁規程 文書 7 ・行政文書開示請求書（平成 28 年 8 月 9 日付け、同年 9 月 5 日付け、同日付け、同年 12 月 22 日付け、同月 27 日付け、平成 29 年 2 月 13 日付け、同日付、同月 15 日付け、同月 24 日付け、同年 3 月 1 日付け、	平成 29 年 6 月 27 日付け 29 広報第 84-4 号開示決定 平成 29 年 6 月 27 日付け 29 広報第 84-5 号一部開示決定	平成 29 年 6 月 29 日 平成 29 年 6 月 29 日

	同年 4 月 26 日付け)		
請求 4 広報広聴課に対する開示請求 H28 年度 H29 年度 人事課から入手した文書、人事課へ発出した文書	文書 8 ・ 県政記録写真掲示用キャプション (新規採用職員入庁式を行いました)	平成 29 年 6 月 27 日付け 29 広報第 84-6 号 開示決定	平成 29 年 6 月 29 日
	文書 9 ・ 県政記録写真掲示用キャプション (東日本大震災被災地派遣職員の帰任報告)		
請求 5 広報広聴課に対する開示請求 H27 年度～H29 年度 行政不服審査法に関連する法文・運用・解釈が記載されている文書	文書 10 ・ 愛知県情報公開条例	平成 29 年 8 月 29 日付け 29 広報第 130 号 開示決定	平成 29 年 9 月 1 日
	文書 11 ・ 愛知県情報公開条例解釈運用基準		
	文書 12 ・ 愛知県情報公開事務取扱要領		